

★★★児童・生徒の医療費助成制度★★★

児童・生徒の医療費助成制度とは・・・

西粟倉村に住んでいる小学校1年生から中学校3年生までの医療費（保険診療での自己負担額）の一部を助成する制度です。

西粟倉村では、児童・生徒1人につき月額3千円を超えた部分について助成しています。
 (例：1人につき1ヶ月間に一部負担金を7千円支払った場合・・・4千円を助成)

児童・生徒医療費助成（小学校1年生から中学校3年生まで）

次の方法で行います。

- ① 受診の際に保険証を提示して、医療費の一部負担金を支払ってください。
 (受給者証は交付しません)
- ② 役場保健福祉課に病院等に支払った領収書（診療月・支払月のわかるもの）・印鑑・保険証を持参し、償還払いの申請をしてください。（申請書は保健福祉課に用意しています）
社会保険・各共済組合等に参加されている方で附加給付のある方は、その明細書を必ず持参ください。
- ③ 後日、貴指定の口座に医療費を振り込みます。
 (振込手数料が必要な場合は差し引かせて頂きます)



詳しいお問い合わせは
いきいきふれあいセンター内
保健福祉課 児童・生徒医療費係
TEL 279-7100



肝炎インターフェロン治療の医療費助成について

岡山県では、B型・C型肝炎患者の方々の経済的負担を軽減し、早期治療を促進するため、平成20年度からインターフェロン治療に必要な医療費の助成を行っています。

- 対象疾患：B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎
- 対象医療の範囲；B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の治療を目的として行うインターフェロン治療で、保険適用となっているものとします。
- ◎世帯の市町村民税（所得割）の課税年額の段階に応じて、自己負担が生じます。

階層区分（世帯の市町村民税（所得割）課税年額）	自己負担限度額（月額）
A 65,000円未満の場合	10,000円
B 65,000円以上235,000円未満の場合	30,000円
C 235,000円以上の場合	50,000円

【お問い合わせ先】

- ・勝英保健所
Tel 0868-73-4054
- ・岡山肝炎相談センター
Tel 088-235-6851

受付時間：月・水・木
 (14:00～16:30)